

＜対策のポイント＞

海外への我が国優良品種の流出・無断増殖を防止するため、**品種登録出願（育成者権取得）や侵害対応等に係る経費を支援**するとともに、品種保護に必要な技術的課題の解決や、**東アジアにおける品種保護制度の整備・充実を促進**するための協力活動等を推進します。

＜政策目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（8,071億円〔平成29年〕→ 1兆円〔平成31年まで〕）
- 農産物の輸出力強化につながる品種の海外への品種登録件数の増加（100件〔平成34年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 植物品種等海外流出防止総合対策事業（補助）

① 海外出願経費の支援

- 海外で品種登録を行うことが、我が国農産物の輸出力強化につながる優良な植物品種について、海外への品種登録出願に係る経費を支援します。

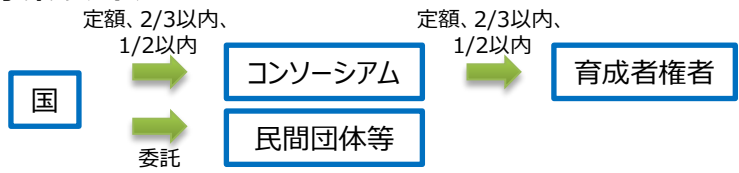
② 海外出願支援体制の整備

- ア 海外での品種登録に関する相談窓口の設置
- イ 主な出願先国への海外出願マニュアルの作成
- ウ 我が国優良品種の海外流出・侵害実態調査
- エ 海外での育成者権侵害対応に係る経費の支援

2. 植物品種等海外流出防止総合対策事業（委託）

- 植物品種保護制度の運用改善や、東アジアにおける品種保護制度の整備、海外における植物品種保護等のための優先度の高い技術課題の機動的な解決等、育成者権の保護環境整備に資する取組を実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

